

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年2月5日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 遅刻委員 1番 村田和弘

5. 欠席委員 15番 寺内一郎

6. 会議録署名委員            5番 岡 井 文 彦  
   8番 石 塚 加 津 美

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

8. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について(納税猶予(出口))
議案第3号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定)
報告第1号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約 の通知について(賃貸借合意解約)

9. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。それでは、令和6年第2回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

村田和弘委員は今、こちらのほうに向かっておられますので、追ってまた出席をされます。寺内委員からは欠席届をいただいております。本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる1月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

5番 岡井委員

7番 内田裕夫職務代理者

13番 森委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- |       |  |    |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>(3条許可)             | 1件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況<br>の確認について(納税猶予(出口)) | 1件 |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の<br>決定について(利用権設定)      | 5件 |
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解<br>約の通知について(賃貸借合意解約) | 1件 |

それではまず、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名します。5番の岡井委員、8番の石塚委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

(会長) それではまず、議案第1号から進めてまいりたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) それでは、議案第1号受付番号5の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号5について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長) 議案第1号受付番号5の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号5を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の案件を議題とします。

(会長) まず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) それでは、議案第2号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号1について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第2号受付番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。納税猶予の出口の案件ですが、よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないよう

でございます。それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告します。

続きまして、議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●委員) 議案第3号受付番号10から受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) それではまず、議案第3号受付番号10について、事務局より説明を願います。

(●●●●委員 午後1時37分 入室)

(事務局) それでは、議案第3号受付番号10について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号10について、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号10の案件について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

多数ですね、挙手多数ということになります。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号11について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号11について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号11について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか、ございませんか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第3号受付番号12から受付番号14については、借り手が同じ方ですので、3件をまとめて審議をします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号12について、議案書8ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号13について、議案書8ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号14について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ、6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号12から受付番号14について、この3件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか、借り手が同じ方ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号12から受付番号14について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

報告第1号受付番号1、農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知についてを事務局より報告願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号1について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

本件については、令和6年1月11日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第1号受付番号1の報告が事務局からございましたが、この件につきまして何かご質問等はございませんか。

合意解約の案件ですが、報告ですので、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようです。

それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時41分 終了 —————